ア (仮称)津市こども計画と第2期津市子ども・子育て支援事業計画の関係

【現行】

第2期津市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)



【計画案】

(仮称)津市こども計画

令和7年度~令和11年度

「(仮称)津市こども計画」の対象となる事業

- (1) こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策の事業
- ア 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の 過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援を行う事業
- イ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の 各段階に応じて行われる支援を行う事業
- ウ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備を行う事業
- (2) (1)の施策と一体的に講ずべき施策の事業
- ア 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策の事業
 - (例:教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供)
- イ「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策の事業

(例:若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)

「(仮称)津市こども計画」と一体的に策定が可能な計画

- ・第3期津市子ども・子育て支援事業計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村計画」



こども大綱

- · 少子化社会対策大綱
- ・子ども・若者育成支援推進大綱
- ・子どもの貧困対策に関する大綱

の3つの大綱を一つに束ねる



三重県こども計画

イ (仮称)津市こども計画の構成について

現行計画	(仮称)津市こども計画案
第1章 計画の策定にあたって	第1章 計画の策定にあたって
1.計画策定の背景・趣旨	1.計画策定の背景・趣旨
2.性格・位置づけ	2. 性格・位置付け
3.計画の期間	3.計画の期間
第2章 津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	第2章 津市の <u>こども・若者</u> と子育て家庭を取り巻く 現状
I.子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向 及び推計	1.こども・若者と子育て家庭を中心とした人口の 動向及び推計
2. 全国の就業状況	2. 全国の就業状況
3. アンケート調査結果から見る津市の子どもと子 育て家庭の概況	3. アンケート調査結果から見る津市の <u>こども</u> と子 育て家庭の概況
第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評	第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評
価	価
1.教育・保育と地域子ども子育て支援事業	1. 教育·保育と地域子ども子育て支援事業
2. 第1期津市子ども・子育て支援事業計画にお	2. 第2期津市子ども・子育て支援事業計画にお
ける子ども・子育て支援の基本目標と推進施策	ける子ども・子育て支援の基本目標と推進施策
の評価	の評価
	第4章 こども・若者、子育て当事者が求めるこども・ 子育て施策
 第4章 総論	第5章 計画の基本的な考え方
1.計画の基本理念	1.計画の基本理念
2.計画策定の姿勢(基本的な視点)	2. こども・子育て施策に関する基本的な方針
施策体系図	施策体系図
3. 計画の基本目標と推進施策	第6章 基本的な施策と取組
	 1.ライフステージを通じた施策
	2. ライフステージ別の施策
	(1) こどもの誕生前から幼児期まで
	(2) 学童期·思春期
	(3) 青年期
第5章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内	(4) 子育て当事者への施策 第7章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内
容	容
I. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の提供区域の設定	I.教育·保育及び地域子ども·子育て支援事業 の提供区域の設定
2. 幼児期の教育・保育の充実	2. 幼児期の教育・保育の充実
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	3. 地域子ども・子育て支援事業の充実
4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実	4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方
ある。 一	5.子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項
第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携	他の確保の内谷に関する事項
1.産後の休業及び育児休業後における特定教育・	
保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な	
利用の確保	
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する	
支援に関する都道府県が行う施策との連携	
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られ	
るようにするために必要な雇用環境の整備に関	
する施策との連携	佐の立 ユエのササニー・マ
第7章 計画策定の経過及び計画の管理体制	第8章 計画の推進について
I.計画策定の経過等 2.計画の管理体制	
Z. 可凹V/目坯IPF則	

(仮称)津市こども計画案

【目次】

- 第1章 計画の策定にあたって
 - 1. 計画策定の背景・趣旨
 - 2. 計画の性格・位置付け
 - 3. 計画の期間
- 第2章 津市のこども・若者と子育て家庭を取り巻く現状
 - 1. こども・若者と子育て家庭を中心とした人口の動向及び推計
 - 2. 全国の就業の状況
 - 3. アンケート調査結果から見る津市のこどもと子育て家庭の概況
- 第3章 津市における子ども・子育て支援の取組と評価
 - 1.教育・保育と地域子ども・子育て支援事業
 - 2. 第2期津市子ども・子育て支援事業計画における子ども・子育て支援の基本目標と推進施策の評価

第4章 こども・若者、子育て当事者が求めるこども・子育て施策

- 第5章 計画の基本的な考え方
 - 1. 計画の基本理念
 - 2.こども・子育て施策に関する基本的な方針 施策体系図

第6章 基本的な施策と取組

- 1. ライフステージを通じた施策
- 2. ライフステージ別の施策
 - (1)こどもの誕生前から幼児期まで
 - (2) 学童期·思春期
 - (3)青年期
 - (4)子育て当事者への施策
- 第7章 子ども・子育て支援の提供体制と確保の内容
 - 1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
 - 2. 幼児期の教育・保育の充実
 - 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実
 - 4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方

第8章 計画の推進について

ウ 計画の名称について

(仮称)津市こども計画は、様々な計画を包含した計画とし、こどもや若者、子育て当事者はも ちろんのこと、市民全体にとって親しみやすい計画となるような名称とします。

(例)津市こども・子育て応援プラン

※三重県内こども・子育て関係計画(主な自治体)

	計画名	計画の位置づけ
三重県	希望がかなうみえ 子どもスマイル	·少子化対策計画
	プラン	·三重県次世代育成支援行動計画
		・第2期三重県子ども・子育て支援事業計画
		・第2期三重県子どもの貧困対策計画
		・第4期三重県ひとり親家庭等自立促進計画
桑名市	第2期子ども・子育て支援事業計	·次世代育成支援行動計画
	画	
四日市市	第2期子ども・子育て支援事業計	·次世代育成支援行動計画
	画	·R5~四日市市子どもの未来応援計画(子ど
		もの貧困対策計画)
鈴鹿市	第2期子ども・子育て支援事業計	・新・放課後子ども総合プランに基づく鈴鹿市
	画	行動計画
		・鈴鹿市子どもの貧困対策計画
名張市	ばりっこすくすく計画	名張市子ども条例に基づく基本計画
		第二期子ども・子育て支援事業計画・次世代
		育成支援行動計画を内包
松阪市	第2期子ども・子育て支援事業計	·次世代育成支援行動計画
	画	
伊勢市	第2期子ども・子育て支援事業計	·次世代育成支援行動計画
	画	・子どもの貧困対策計画
鳥羽市	第2期子ども・子育て支援事業計	·次世代育成支援行動計画
	画	※鳥羽市子どもの貧困対策計画は独立計画

エ 計画の基本理念について

津市総合計画

基本構想 望ましいまちの姿

市民がそれぞれの幸せを 実感し、心豊かで笑顔あ ふれる人生を送ることが できるまち 第2次基本計画 将来像 笑顔があふれ 幸せに暮らせる県都 津市 ~夢や希望、明るい未来が広がるまちへ~

目標 | 子どもたちの未来が輝くまちづくり



活き活きとした子どもの笑顔は、まわりの人を幸せにします。

子どもは地域にとって宝であり、次世代の社会の担い手です。子どもの力を信じ、主体性を重んじた子育ち・子育てにより、たくましく成長することが、津市の明るい将来につながります。

子どもが健やかに育ち、子どもの輝きが親たちに喜びと生きがいをあたえ、地域に輝かしい未来をもたらすことを目指して基本理念を設定しました。

こども大綱

「こどもまんなか社会」の実現

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることが できる社会

こどもを個人として尊重し、その権利を擁護し、こどもの力を信じ、その主体性が重んじられる社会



(仮称)津市こども計画

こども自身が輝き、その輝きが保護者やこどもに関る支援者、こどもたちが 暮らす地域を明るく照らす

基本理念「こどもの輝きが未来につながるまち・津」

オ 計画に係るこども・子育て施策に関する基本的な方針

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策の基本的な方針となる6本柱を定めています。本市においては、6本柱を踏まえ、市民と一番近い距離にある基礎自治体としての性質を考慮し、次の4つの基本的な方針を定めます。

こども大綱

こどもまんなか社会実現のための6本柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し権利を保障し、こども・ 若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て手当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世 代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共施策の総合団体、民間団体等との連携を重視する

(仮称)津市こども計画	第4章 2.こども・子育て施策に関する基本的な方針
基本的な方針Ⅰ	こども・若者の人格・個性や権利を尊重し、こども・若者にとっての最 善の利益を重視します
基本的な方針2	こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、こど も・子育て施策を進めていくよう努めます
基本的な方針3	こどもや若者が健やかに成長でき、子育て当事者すべてが子育ての 喜びを感じ、伸び伸びと子育てできるよう支援を行います
基本的な方針4	様々な人が関わり、地域でこども・若者、子育て当事者を支えるまち をめざします

カ 基本的な施策と取組

こども大綱では、「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点にたって分かりやすく示すため、こども・若者のライフステージ別に提示しています。(仮称)津市こども計画においても、計画に位置付ける基本的な施策と取組についてライフステージ別に構成することとします。特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に取組事項をまず示し、その後ライフステージ別の事項を、最後に子育て当事者への支援に関する事項を示します。

こども大綱

こども施策に関する重要事項

- I ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項 (こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(仮称)津市こども計画

第5章 基本的な施策と取組

- 1.ライフステージを通じた施策
- 2. ライフステージ別の施策
 - (1)こどもの誕生前から幼児期まで
 - (2) 学童期·思春期
 - (3)青年期
 - (4)子育て当事者への施策